

岐阜市がん患者医療用補正具購入費助成金交付要綱

令和 7年 3月27日決裁

令和 7年 8月27日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん患者の治療と就労、社会参加等との両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、予算の範囲内で行う岐阜市がん患者医療用補正具購入費助成金（以下「助成金」という。）の交付について、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成金は、次に掲げる用具（以下「医療用補正具」という。）の購入に対して交付するものとする。

- (1) 医療用ウィッグ（全頭用）及びウィッグの装着に必要な頭皮保護用ネット
- (2) 乳房の補正パッド又は人工乳房及びこれらを固定する下着

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 医療用補正具を購入した日及び助成金の交付を申請する日に、市内に住所を有していること。
- (2) がんの治療（手術、薬物治療、放射線治療その他これらに類するものとして市長が認めるものに限る。）を受けていること又は受けたこと。
- (3) がんの治療に伴う脱毛又は乳房の切除により、治療と就労、社会参加等との両立に支障があること又はそのおそれがあること。
- (4) 助成金の交付の申請に係る医療用補正具について、国又は他の地方公共団体からこの要綱で定める助成金以外の助成を受けていないこと。

(助成対象経費等)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、医療用補正具の購入費とする。

- 2 助成金の額は、助成対象経費の額に相当する額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が2万円を超える場合は、2万円とする。
- 3 助成金の交付は、第2条各号に掲げる医療用補正具ごとに1回とする。

(助成申請)

第5条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金の交付を受けようとする年度の2月末日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日）までに、岐阜市がん患者医療用補正具購入費助成金交付申請書（様式第1号。以下「助

成金交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、医療用補正具を購入した日から起算して1年以内に行わなければならない。

- (1) 領収書その他医療用補正具の購入費の額を確認できる書類の写し
- (2) 診療明細書その他がんの治療を受けていること又は受けたことを確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、助成対象者が未成年であるときは、その保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、助成対象者を現に監護するものをいう。）が行うものとする。

（決定通知等）

第6条 規則第7条の規定による助成金の交付決定の通知は、岐阜市がん患者医療用補正具購入費助成金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第5条第3項の規定により助成金の交付を不相当と認めた場合の通知は、岐阜市がん患者医療用補正具購入費助成不承認通知書（様式第3号）により行うものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、規則第19条に定めるもののほか、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する助成対象者の要件に該当しないことが判明したとき。
- (2) 振込不能その他申請者の責に帰すべき理由により助成金を交付できないとき。

（台帳の作成）

第8条 市長は、助成金の交付決定の状況を明らかにするため、岐阜市がん患者医療用補正具購入費助成台帳（様式第4号）を備えるものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第9条 第5条の規定による申請については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項から第3項までの規定を、第6条各項の規定による通知については、同条例第4条第1項から第3項までの規定を準用する。

（交付手続の特例）

第10条 助成金の交付に係る手続については、規則第15条、第16条及び第18条の規定は、適用しない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後の医療用補正具の購入について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年8月27日から施行し、改正後の岐阜市がん患者医療用補正具購入費助成金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。